平成２８年（フ）第３３号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区34棟201号
債務者　金子　　透
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１７号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門5122番地１
債務者　橘田　淳志
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ８－３－２
債務者　松倉　輝光
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第７号
青森県八戸市旭ケ丘１丁目３番地　市営住宅Ｂ８－３－２
債務者　松倉　香織
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第８０７号
仙台市青葉区台原４丁目５番11号　ウエストリバー201
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２４号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番13―404号
債務者　庄子美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３６号
仙台市若林区五十人町41番地の６　ビューコート五十人町101
債務者　楢山　一冴
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
福島市飯坂町平野字発股内36番地
債務者　角田　裕司
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
福島市飯坂町平野字発股36番地
債務者　角田佳菜子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１１６７号
千葉県市川市欠真間１丁目10番22―201号（ブリックハウスノザキ）
債務者　大野　高史
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８９号
千葉県船橋市高根台１丁目７番８号
債務者　浮田　末治
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９９号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟320号、申立時の住所千葉市美浜区幸町２丁目14番10棟106号
債務者　木村　眞一
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
新潟市中央区女池４丁目18番１号　コーポ吉川103号
債務者　武岡　芳男
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
新潟市西蒲区升岡226番地
債務者　遠藤　政之
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
新潟市秋葉区秋葉１丁目３番15号　マンション秋葉402号
債務者　杉原　祐子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０２号
山梨県甲斐市大久保1400番地42
債務者　木村　　仁
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
山梨県甲府市太田町６番12号
債務者　相澤佐代子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係